

羽島市告示第102号

令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月28日

羽島市長 松井 聡

令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用促進及び温室効果ガスの排出削減を図るため、環境省から岐阜県に対して支給される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の本市分の範囲内で交付する令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）について、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の対象となる太陽光発電設備等（以下「設備」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次の要件のいずれも満たす太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 発電した電力の30パーセント以上を自家消費することが確認できるものであること。

(2) 次の要件のいずれも満たす蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 前号の太陽光発電設備の附帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- キ 価格が15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。

ク 別記の仕様を満たすものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に効果がある設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。ただし、第7条の補助金の交付決定以後（早期に着手しなければならないやむを得ない理由があるものについては、岐阜県知事が別途定める日以後）に着手する工事に限る。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 第10条の規定による実績報告の時点において、補助事業に係る土地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳に住所として記録されている者であり、自らが居住する住宅（併用住宅を含む。）の敷地内にエネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に効果がある設備を設置する者であること。
- (2) 羽島市税その他市に属する債権を滞納していない者であること。
- (3) 補助対象設備について、国や他の地方自治体から別の補助金、交付金等を受領していない者であること。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- (6) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（2017年3月資源エネルギー庁策定）に定める遵守事項（ただし、もっぱらFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。
- (7) 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (8) 設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (9) 対象設備の耐用年数が経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (10) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員でない、又はそれらと関係がない者であること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号の設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 1kW当たりの太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き・1,000円未満は、切り捨てる。)と7万円を比較して低い方の額に最大出力(kW表示の小数点以下は、切り捨てる。)を乗じた額とする。ただし、5kW相当分を限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(1,000円未満は、切り捨てる。)とする。ただし、5kWh相当分を限度とする(kWh表示の小数点第2位以下は、切り捨てる。)

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業経費がわかる対象設備の設置に係る見積書等の写し。ただし、すでに設置に係る工事等を行っている場合は、補助対象事業経費がわかる工事請負契約書、売買契約書等の写し。
- (2) 対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書
- (4) 委任状(申請者が補助金の申請を第三者へ委任する場合に限る。)
- (5) 誓約書(申請者・施工業者)
- (6) 発電する電力の消費量計画書
- (7) 住民票(ただし、交付決定後から補助金実績報告書提出時までには提出する旨を誓約書に記載し、提出した場合は、後日提出することができる。)
- (8) 申請者の市税の完納証明書
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第6条の補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、設備の購入若しくは工事を中止しようとするとき、又は補助金の交付申請を取り下げようとするときは、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業完了（予定）日が7日を超えない工期の変更は、同項の変更等の承認申請は、不要とする。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 市長は、その必要があると認めるときは、補助対象者に対して、設備の設置の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、令和8年1月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る契約書等の写し
- (2) 対象設備の設置に係る領収書等の写し
- (3) 対象設備の保証書・取扱説明書等の写し
- (4) 電力会社との受給契約書（接続契約書等）の写し
- (5) 対象設備の設置状況を把握できる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、設置された設備が補助金の交付の

決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条の額の交付額確定通知書を受けた後、令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（別記第8号様式）を提出するものとし、市はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限等）

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分」という。）ときは、あらかじめ令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分承認申請書（別記第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該財産処分を承認すべきと認めるときは、国の承認を得た上で令和7年度羽島市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分承認通知書（別記第10号様式）により、補助対象者に通知するものとする。この場合において、国からの承認条件が当該補助金の全部又は一部の返還であるときは、市長は、補助金の交付を受けた者に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第15条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第16条 補助対象者は、補助金の交付申請書及び実績報告書に関連する書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月28日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。